

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成31年3月5日(火)
- 2 開会日時及び場所
平成31年3月5日(火) 午後1時35分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成31年3月5日(火) 午後2時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参事	増富 浩彦
主事	北尾 祥
囑託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第13号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第2号 非農地通知の発出について

午後1時35分開会

○事務局長(坂本 英知君) 本日の出席者は法の規定による過半数に達しておりますので、会長、議

事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆さんこんにちは、農作業と非常にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成31年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第12号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第13号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、報告第2号非農地通知の発出について、以上、議案5件、報告1件となります。

では早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定より、16番、草野委員、18番、大久保委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第9号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

東部調査会関係分は、受付番号111番から114番です。

受付番号111番は、後継者である子に贈与する案件です。

受付番号112番は、譲渡人が遠方在住であり、耕作できないため譲り渡す案件です。

受付番号113番及び114番は、耕作利便のため交換する案件です。

受付番号111番から114番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。受付番号111番から114番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

中部調査会関係分は、受付番号115番から117番です。

受付番号115番は、平成30年10月に設立した法人で新規就農をするために借り受ける案件です。

受付番号116番は、譲渡人が耕作できないため、譲受人が買い受ける案件です。

受付番号117番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号115番から117番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号115番から117番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

西部調査会関係分は、受付番号118番から119番です。

受付番号118番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号119番は、耕作利便のため受贈する案件です。

受付番号118番から119番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号118番から119番についてご質疑がありましたら、お願いします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第9号農地法3条第1項の規定による許可申請について、受付番号111番から119番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に日程第3、議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第10号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

東部調査会関係分は、受付番号8番です。

受付番号8番について、申請人は太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号8番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号8番についてご質疑がありましたら、お願いします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第10号農地法4条第1項の規定による許可申請について、受付番号8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に日程第4、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第11号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

東部調査会関係分は、受付番号57番から58番です。

受付番号57番について、申請人は平成26年頃より農業用倉庫兼作業所用地を増築しており、お

おおね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。申請地について、簡易手続相当の違反事案に該当することから、許可できる案件であると思われます。

58番について、申請人は境内用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、おおね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が境内用地の拡張であり、周辺の地域に居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号57番から58番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号57番から58番についてご質疑がありましたら、お願いします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

中部調査会関係分は、受付番号59番から62番です。

受付番号59番について、申請人は住宅兼店舗用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道であり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設等が存在するため、第3種農地であると考えられます。

受付番号60番について、申請人は運動場兼駐車所用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産力が低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号61番から62番については、一般個人住宅用地とそのための進入路への転用の案件となっております。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号59番から62番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号59番から62番についてご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第11号農地法5条第1項の規定による許可申請について、受付番号57番から62番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第12号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第12号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、議案第12号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から25番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転の受付番号26番から39番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 最後に、農地中間管理事業の受付番号40番から45番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 他にご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第12号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め農業地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第13号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第13号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸しつけられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第13号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ございませんか。どうでしょうか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第13号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第13号農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、報告第2号非農地通知の発出について事務局、説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（報告第2号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、こられの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員